

スマホ申告のメリット (図1)

 <p>ご自宅で 確定申告期間は24時間 いつでも利用可能 ※メンテナンス時間を除く</p>	 <p>自動計算 画面の案内に沿って 入力するだけ</p>	 <p>持参・印刷・郵送不要 税務署への持参が不要 印刷・郵送代が不要</p>
 <p>楽ラク入力 今年の申告データを 保存すると来年以降 数値変更のみでラクラク</p>	 <p>添付書類不要 書類の記載内容を入力・ 送信することで添付省略</p>	 <p>早期還付 還付金の振込みが早い ※2月末までに提出した場合に2～ 3週間程度で還付(書面提出の場 合は2か月程度で還付)</p>

計算イメージ (図2)

(a) 一般課税制度 売上げに係る消費税額から 仕入れ等に係る消費税額 を差し引いて納付税額を計算 ・仕入れや経費の額について、実額 計算が必要	(b) 簡易課税制度 売上げに係る消費税額から 売上税額にみなし仕入率を掛けた金額 を差し引いて納付税額を計算 ・仕入れや経費の額について、実額 計算が不要 ・業種に応じたみなし仕入率を使用 ・事前の届出が必要	(c) 2割特例 売上げに係る消費税額から 売上税額の8割 を差し引いて納付税額を計算 ・仕入れや経費の額について、実額 計算が不要 ・業種に関わらず売上税額の一律2 割を納付 ・事前の届出が不要
--	---	---

※免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方のみ対象

消費税に関する
情報について

確定申告書等
作成コーナー



消費税の
手引き等



2割特例



みなし仕入率



軽減税率制度



インボイス制度



(図3)

加古川税務署からのお知らせ (TEL:079-421-2951 ※電話相談はナビダイヤルTEL:0570-00-5901へ)

○加古川税務署の確定申告会場 「加古川総合文化センター」

(加古川市平岡町新在家1224-7)

開催期間：令和6年2月16日(金)～3月15日(金) (土、日、祝日除く)

※土、日、祝日のうち2月25日(日)のみ開設しますが、大変混雑が見込まれますので
平日にお越しください。

受付時間：9時～16時

※申告会場への入場には「整理券」が必要です。整理券は国税庁公式LINEによる事前発行の他、
申告会場で当日発行もします。整理券の発行状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

※申告会場専用の駐車場はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

※申告会場で申告される場合は、スマホ、マイナンバーカード、(登録した6桁以上の暗証番号も忘れずに)、前年の申告書の控え、
確定申告のお知らせ(はがき)、ID・パスワード方式の届出完了通知(お持ちの方)をご持参ください。

○申告書等の提出先の変更

加古川税務署では、申告書・申請書等の提出先を変更しています。書面により提出する場合は、以下の【送付先】に
直接送付してください。

【送付先】

〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室(加古川税務署担当)

加古川総合文化センターでは電話による
お問い合わせはお受けしておりません。

LINE 友だち追加



@kokuzei